

諫早市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和4年2月16日

諫早市監査委員	谷	口	啓
諫早市監査委員	森	口	恭子
諫早市監査委員	島	田	和憲

令和3年度定期監査（後期：9月～12月実施分）結果報告

1 監査の対象

健康福祉部：健康福祉センター、高齢介護課

農林水産部：林務水産課、地籍調査課

建設部：用地課、道路課、河川課、ダム推進課、緑化公園課、駅周辺再開発課、建築住宅課

上下水道局：経営管理課

教育委員会：生涯学習課、図書館

※監査の対象年度：令和2年度

2 監査の期間

令和3年9月27日（月）から令和3年12月17日（金）まで

3 監査の方法

監査の実施にあたっては、諫早市監査基準に基づき、あらかじめ指定した財務関係資料（指定様式）、歳入関係帳簿類及び歳出関係帳簿類の提出を求め、その内容が法令等に基づき適正かつ効率的に行われているかを監査し、また、必要に応じて関係職員から事情を聴取するなどの方法により実施した。

4 監査の結果

財務に関する事務の執行は、おおむね適正に執行されていると認められるが、一部において改善、検討の必要がある事例が見受けられたので、その状況を記載する。
なお、注意事項については、講評の際などに改善を求めた。

【建設部 駅周辺再開発課】

○ 市有財産貸付に係る遅延損害金の徴収事務について改善を求めるもの

【指導事項】

諫早駅自由通路の一部貸付に係る市有財産貸付契約書第7条によると、貸付料を甲（諫早市）が定める期日までに支払わなかったときは、当該貸付料について、遅延日数に応じ年2.6パーセントの遅延損害金を甲に支払わなければならないと規定されているが、貸付料の支払いに係る遅延損害金が請求されていない事例が見受けられた。

については、市有財産貸付に係る遅延損害金の徴収事務について契約書に基づき適切に行われたい。

【教育委員会 生涯学習課】

- 収納金の払込事務について改善を求めるもの

【指摘事項】

諫早市会計規則第17条第3項及び第4項によると、現金を収納したときは、当日中又はその翌日までに収納金融機関に払い込まなければならないと規定されているが、収納金の払込みが遅延しており、前回を含め、これまでも定期監査で指導、指摘をしているが、改善されていない事例が見受けられた。

については、収納金の払込事務について規則に基づき適正に行われたい。

- 指定管理施設使用料の徴収事務の確認について改善を求めるもの

【指導事項】

多良見のぞみ会館の指定管理業務の利用状況報告書において、次の事例が見受けられた。

- ① 使用料の単価を誤って徴収していることが確認されていない事例。
- ② 施設（部屋）別の使用料が誤って記載されており、前回の定期監査時の注意事項が改善されていない事例。

については、指定管理施設使用料の徴収事務に関して、利用状況報告書の確認を適切に行われたい。

- 徴収事務について改善を求めるもの

【指導事項】

諫早市会計規則第14条第2項によると納入通知書に記載する納入期限は、法令その他別の定めがあるものを除き、調定の日から20日以内において定めるものと規定されているが、電気料等実費徴収金の納入期限が調定の日から20日を超えた任意の日に設定されている事例が見受けられた。

については、徴収事務について規則に基づき適正に行われたい。

【教育委員会 図書館】

- 徴収事務について改善を求めるもの

【指導事項】

諫早市立図書館食堂施設の電気使用料実費徴収において、請求金額が誤っている事例が見受けられた。

については、徴収事務について適切に行われたい。

○ 契約事務について改善を求めるもの

【指導事項】

諫早市契約規則第35条によると、監督又は検査は、市長が職員に命じて行うものとして規定されているが、検査命令の決裁を受けずに検査が行われ、検査調書の復命がなされていない事例が見受けられた。

については、契約事務について規則に基づき適正に行われたい。